



# 郵政産業ユニオン TOKYO

● 発 行 ●  
 郵政産業労働者ユニオン  
 東京地方本部  
 発行責任者 鶴島 一広  
 〒104-0032 中央区京橋3-6-3  
 京橋通郵便局 5F  
 TEL・FAX 03-3535-5447  
 piwutokyo@yahoo.co.jp

## 第1回支部長会議

日時・・・2012年10月10日(水)  
 午前10時～午後5時  
 場所・・・中野区勤労福祉会館  
 議題・・・年間計画行動計画  
 秋から年末の取り組み

# ゆとりある職場を！

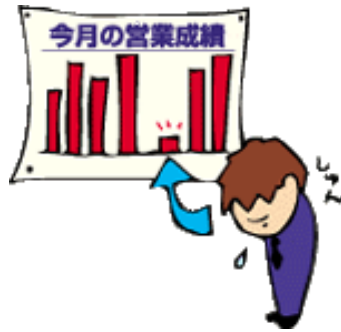
## ―大会要求で支社交渉―

9月13日、大会要求で支社交渉を行いました。冒頭、鶴島委員長は、「行き過ぎた営業問題、65歳雇い止めなどによる労働力不足、超勤過多による36協定違反、心の病が増えている実態、交通事故の増加、郵便物の隠匿も数多く発生している」と職場実態を指摘し「心と身体にゆとりある職場作りを求めている」と支社の誠意ある対応を求めました。

「新人事・給与制度」問題 時間が遅くなり超勤になる。

では、「労働者間の競争で格差を生み、退職金まで影響する。生活設計も立てられない。労働者の共助共援などできなくなる」と見直しを強く求めました。

要員問題では、組立ゆうメイトの廃止について、「ゆうメイトがいなくなれば、その分を社員が組めば配達出発



た。組合は、「ゆうメイトでも品質は充分保たれる。すべてを自分でやるのは困難である」また、「通念的な超勤は要員不足であり、増員が必須」と求めたことに、支社は

「支店からも挙げて欲しい。支社が支店に出向いて調査をしている」と回答しました。

交通事故に関しては、目黒支店の例を挙げ、「一方通行

と、「勤務時間を守るよう、社員と対話をしている」と回答しました。

社員登用問題で、「時給制及び短時間契約社員からの正社員登用の道を見合わせるのには社員登用の後退だ。『将来希望を持つて働ける環境を作ることが、私の責務』との斉藤社長の国会答弁に反している。仕事に誇りを持ち、夢と希望を持つて一生涯郵政で働こうとしている社員のモチベーションを下げることが撤回せよ」と強く求めました。

営業問題では、「発売日に金券ショップで50円以下で売られている。職員が持ち込んだとしか思えない。コンプライアンス違反との認識はあるか」と問うと、支社は、「持ち込みの実態は認識している。誰がやっているか調査は本社がしているがつかめない」と回答。また、組合は、「精神疾患で休んでいた人にも同じように目標設定している。(裏面につづく)

36協定違反問題では、代々木支店の例を挙げ、協定違反を起こした背景に「組合の『36協定を超える人が出る恐れがある』との指摘を聴かず、上にも挙げない」支店の体質がり、その対策を問う



9月に入り、東電を利用している家庭の電気代が平均8・47%値上がりしました。ただ、この値上げは、今後の電気代の大幅な値上げの始まりに過ぎません。なぜなら、今後、膨大にかかる原発の賠償金や廃炉の費用はここに含まれていないからです▼

▼さらに、消費税の引き上げが決まり、2014年4月には8%、15年10月には10%になります。大和総研の試算では消費税や子供手当の減額、厚生年金保険料の引き上げなどで2016年には11年比で負担が約33万円も増えるという。(4人家族・年収500万円)年収300万円でも約25万円、800万円だと約43万円の負担増だ▼そして、上がらないのは給料だけ、それどころかボーナスも減額だ。ここまで日本をメチャクチャにした政治を絶対に許してはならない。

(広)

# 秋の大学学習会

競争で格差  
退職金まで影響

## 新人事・給与制度を斬る

日時・・・11月11日(日)

場所・・・北区立・田端区民センター

時間・・・13:00～

新支部結成時の組合事務室、掲示板設置について支社は、「基本は、1支部1事務所1掲示板」を貸与することであるが、社屋管理者の勘案もある」と回答しました。(詳しくは交渉ニュースをご覧ください)

# 東京の最賃13円

## 賃金の基礎は最低賃金

郵政の職場で働く時給制契約社員などの非正規労働者の賃金に大きく影響する2012年度の全国の最低賃金の改定額がほぼ確定し

10月1日から非正規労働者では850円(地域最賃額)は850円(地域最賃額)+20円+130円=1000円が基本給となり、これまでの採用時の基本給と同額のため時給アップとはなりません

者者の賃金に適用されることになり、東京の事業会社では外務

# 休憩時間は休まなくてもいい？

## 郵政産業ユニオン(TAMAGAWA)第300号

この前、集配課の管理者が「昼休みは45分間休んでください」と周知していたようですが、会社には「勤務表」という規定があるのを知っていますか。

例えば、期間雇用社員の勤務表で、勤務の種類が「日5」と指定された場合、始終時刻は午前8時から午後4時45分までです。休憩時間は午後0時30分から45分以下は、労働基準法第34条には定められており「与えなければならぬ」時間です。様々な「働くルール」があります。管理者も私たち働き手も、キチンとルールを守ってこそ、会社としての組織があるはず。

いう罰則があります。

休憩時間45分前後15分が休息ですが、休憩時間は取得出来ない場合、繰り越されないとあります。

しかし、休憩時間が設けられている趣旨からしても「状态的に取得できない」とはあってはならないのは当然のことです。

### 当面の行動日程

- 10月3日(水) 第5回地本執行委員会
- 10月10日(水) 第1回支部長書記長会議
- 10月28日(日) 東京労連大会
- 10月1日( )
- 11月20日 秋の総対話月間
- 11月11日(日) 秋の大学学習会